

## 平成 28 年度 シニア起業家支援事業ビジネスプラン募集要項

近年、自分ならではのビジネスを立ち上げるシニアの起業が増加しており、地域経済の活性化を図る原動力となることが期待されています。

これまでに培った知識や人脈を生かすため、充実したセカンドライフを送るために、起業という選択肢にチャレンジしませんか。

シニア起業家支援事業は、有望なビジネスプランを有するシニアの起業や第二創業を支援します！

### 1 目的

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るため、豊富な経験や技術、幅広い人脈等の強みを持ったシニアの活力を引き出し、活躍しやすい環境を整えるシニア起業家支援事業を実施します。

具体的には、県内で起業や第二創業を目指すシニア（55 歳以上）のうち、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された方に対し、新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行うための経費の一部を補助するものです。

また、補助金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）により、事業実施に必要な経費について更なる支援を行います。

### 2 実施主体

- (1) ビジネスプランの募集・審査 公益財団法人ひょうご産業活性化センター  
(以下「センター」という。)
- (2) 補助金の申請・報告・支払等 兵庫県産業労働部産業振興局新産業課

### 3 応募資格

平成 28 年 4 月 1 日時点で 55 歳以上の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、(1)又は(2)に該当する方が対象となります。

- (1) 起業にチャレンジする場合（初めて事業を営む方）  
平成 27・28 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月末日まで）に、起業した方又は起業を予定している方
- (2) 第二創業にチャレンジする場合（すでに中小企業を営んでいる方）  
平成 27・28 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月末日まで）に、第二創業をした方又は第二創業を予定している方  
(※「第二創業」とは、現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出する場合をいいます。)

- (注意)・ ボランティア活動、財団法人、社団法人は対象外です。その他の補助対象外となる業種については、別記(6 ページ)をご参照ください。
- ・ 過去に、兵庫県が実施する補助事業（女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業）により補助金を受けた方は応募できません。また、同一年度に上記補助金を複数受けることはできません。
  - ・ 申請しようとする事業計画に対し、国から補助金が交付されている場合は、その補助対象経費を控除して申請してください。

- ・ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができません。もし、反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。
- ・ 国税又は地方税の滞納がある場合は、応募できません。（ただし、課税庁が認められた納入計画を立てているものを除く。）

#### 4 対象事業

- ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
- ② 地域経済の活性化に資する事業であること

<事業例>地元食材を使った割烹の経営、次世代エネルギーの新技术開発、経営コンサルタント事業、伝統技能の伝承・海外展開事業など

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は、事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費です。（※平成28年4月1日から平成29年2月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。また「内容」欄に記載された費目以外の費用は補助対象とはなりません。）

区 分	内 容
事務所開設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業に関わる事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 （※ 代表者の配偶者又は三親等以内の親族が所有する物件の場合を除く。住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。）</li> <li>・ 事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費 （※ 住居兼用の場合は、居住用のスペースを除く。）</li> </ul>
初度備品費	事業の実施に不可欠な備品の購入・リース料 （※車両の購入費は含まない）
専門家経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業プラン策定・事務指導等に対する専門家の経費（謝金、旅費）</li> <li>・ 事業の立ち上げに必要な外注費（調査・分析・設計等）</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告宣伝費 （ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等）</li> <li>・ 雑費（事業活動に必要な通信費、運搬費、光熱水費）</li> </ul>

- ※第二創業の場合は、第二創業の実施に必要な経費として、明確に区分できるものに限る。
- （注）・ 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含みません。
- ・ 上表記載の経費に該当するものでも、審査により対象外となることや査定により減額されることがあります。

#### 6 補助対象期間

補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の補助対象期間は平成28年4月1日～平成29年2月末日（11ヵ月）とし、その期間に支払った経費を補助します。

#### 7 補助率

補助対象経費の2分の1以内

#### 8 補助限度額

100万円以内

## 9 補助事業の選定基準・審査

選定基準は以下の①から⑤のとおりとし、審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。なお、審査にあたっては、書面審査の後、ヒアリングを実施します。また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

- ① 新規性・独創性・優位性
- ② 市場性（成長性）
- ③ マーケティング戦略
- ④ 地域経済活性化への波及効果
- ⑤ 経営者の資質

## 10 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へは採択または不採択の結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません）。

交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

## 11 採択後のスケジュール等

### (1) 補助金の申請

事業計画が補助事業に採択された申請者(以下「補助事業者」という。)は、兵庫県産業労働部補助金交付要綱に基づき、兵庫県に補助金交付申請書等を提出していただきます。（別途、様式を配付します。）

### (2) 補助金の支払い

補助事業が完了したときは、補助事業者は、原則、完了日から30日以内又は3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績書等を提出していただきます。兵庫県の実績確認により、交付すべき補助金の額が確定した後、補助事業者に対して補助金の支払いを行います。

### (3) 公表

補助事業は、代表者名、事業名、事業概要、企業概要等について公表します。

### (4) 事業成果等の報告

補助事業者は、補助事業完了後も補助金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、補助金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

## 12 ひょうごチャレンジ起業支援貸付

起業の場合、補助金とともに事業実施に伴う必要な経費について無利子貸付制度「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」を同時申請することができます。（詳細は別紙(7～9ページ)参照)

これにより事業実施に必要な経費について、上記補助金上限100万円の申請とは別に、貸付金として最大200万円を申請することができます。（第二創業の場合は貸付申請できません。）

### 13 応募方法

(1) 受付期間 平成28年4月15日(金)から6月30日(木) 最終日16時必着

(2) 申請に必要な書類(申請様式はセンターのホームページからダウンロードできます)

○ 提出書類チェックリスト

① 「シニア起業家支援事業」事業計画申請書(様式1)

② 事業計画書(様式2)

③ 補助金所要額調書(様式3)

④ 直近の決算書(損益計算書)又は確定申告書の写し(第二創業の方のみ)

⑤ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し

⑥ その他(事業計画の内容のわかる資料、経費の積算根拠のわかる資料等必要書類)  
(ひょうごチャレンジ起業支援貸付を同時申請する場合)

⑦ ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書(第1号様式-1-3)

(3) 後日必要となる書類(提出時期は別途ご連絡します)

<法人の場合>

⑧ 代表者の住民票

⑨ 履歴事項全部証明書(いわゆる商業登記簿謄本)

<個人事業主の場合>

⑩ 代表者の住民票

⑪ 税務署へ届け出た開業届出書の写し(税務署の受付印があるもの)

<起業前の場合>

⑫ 申請者の住民票

※起業前の場合は、起業後に⑨又は⑪を提出して頂きます。

(4) 提出先

申請に必要な書類をセンターへ持参又は郵送して提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「シニア起業家支援事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合や不備により受付できない場合がありますので、できるだけ申請書を提出する前にセンターにご相談ください。

センターの受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時(最終日は16時)です。

### 14 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

TEL:078-230-8110 FAX:078-230-8391

E-Mail: shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

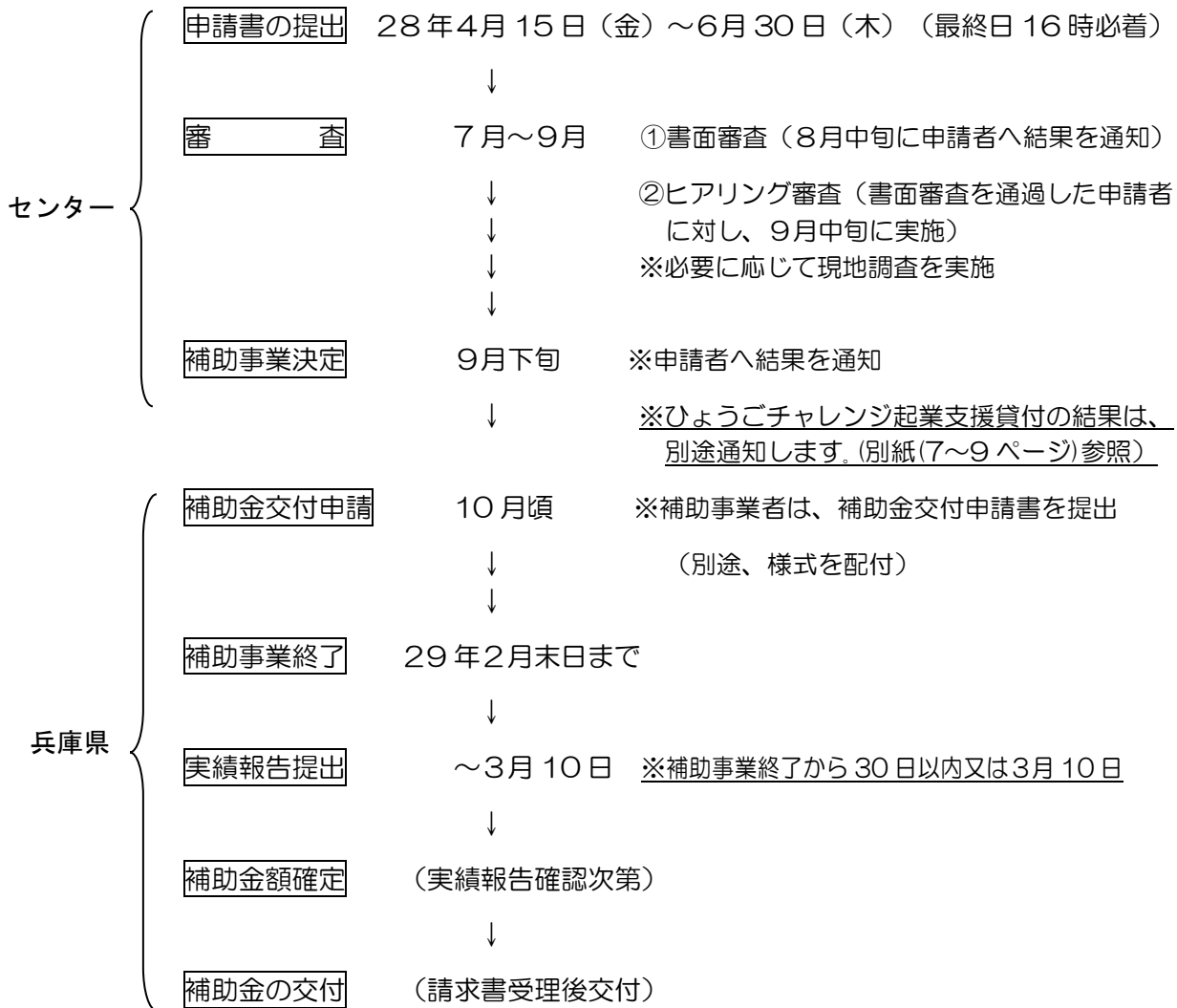
[URL] <http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/siniakigyoku>

#### 事業全般に関する問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局 新産業課 新産業創造班

TEL:078-341-7711(内線3659) FAX:078-362-4273

## 15 補助金交付までの流れ（予定）



## 16 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- センターが実施する支援事業等の情報提供のため

別記 補助対象外とする業種（平成 25 年 10 月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類 B に含まれるもの。）
- (3) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- (5) 医療・福祉（大分類 P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類 85）
- (6) 以下のサービス業等
  - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号）により規制の対象となるもの
  - ② 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類 7291 のうち左記のもの）
  - ③ 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7999 のうち左記のもの）
  - ④ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803）
  - ⑤ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類 8094）
  - ⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 のうち左記のもの）
  - ⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類 9299 のうち左記のもの）
  - ⑧ 政治・経済・文化団体（中分類 93）
  - ⑧ 宗教（中分類 94）

※補助対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店として創業・第二創業する場合は補助対象外となります。

## ひょうごチャレンジ起業支援貸付について (シニア起業家支援事業との同時申請分)

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」は、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において、経験や技術を生かして新たに事業を開始する企業及び開業して間もない企業等を資金面で支援するための無利子貸付制度です。

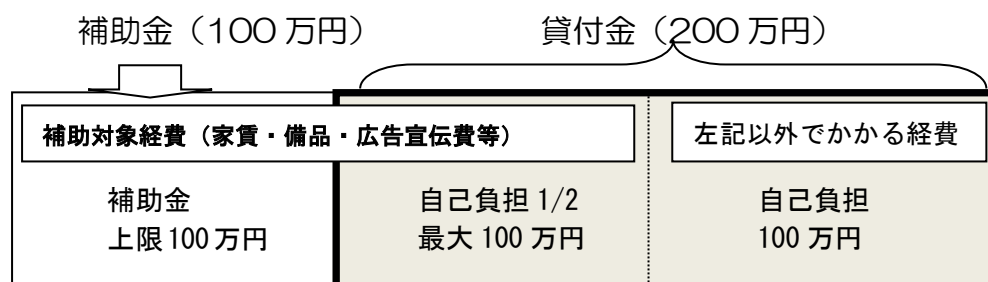
シニア起業家支援事業と同時申請が可能ですので、補助金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費について貸付金を申請することができます。

### 1 貸付条件

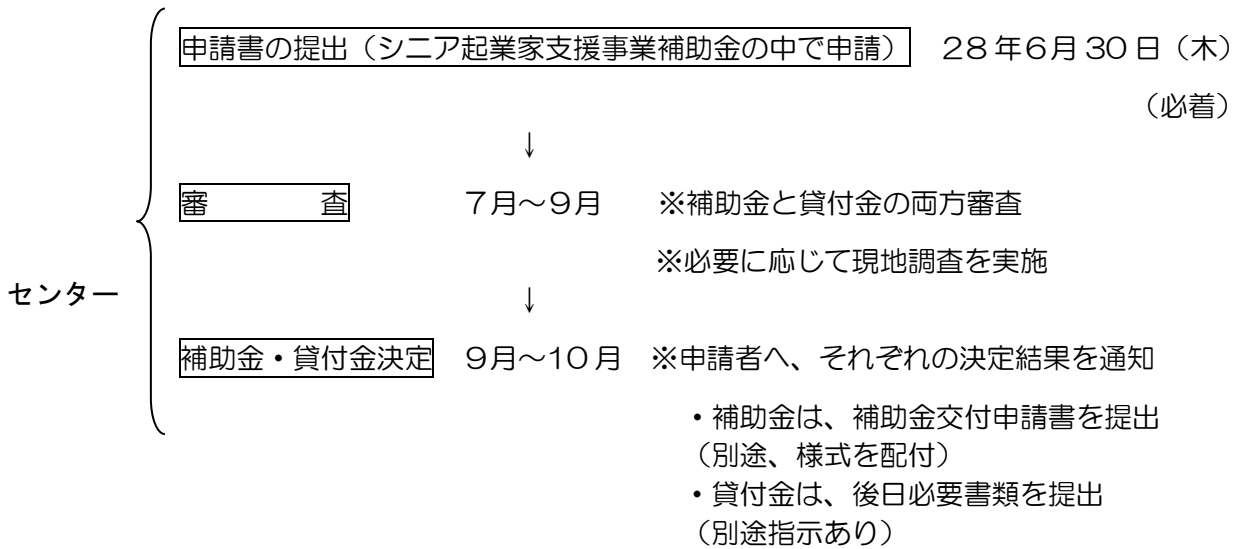
貸付対象者	起業による平成 28 年度シニア起業家支援事業申請者（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く。）
貸付限度額	200 万円※貸付額は万単位、最低金額は 100 万円
貸付利率	無利子
貸付期間	10 年以内※うち 3 年据置（返済猶予期間）、半年賦償還
資金用途	運転資金・設備資金（補助金対象経費以外も認められます。）
申請方法	・補助金申請の際に「平成 28 年度ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書(第 1 号様式-1-3)」を提出
連帯保証人	法人の場合：原則として代表者保証のみ 個人の場合：不要 法人（売主又は事業協同組合等）を連帯保証人とすることも可能
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>返済は 3 年据置、半年毎（14 回）の均等返済です。（繰上げ返済も可能です。）</li> <li>審査状況により貸付条件が付加される場合があります。</li> <li>貸付の可否は貸付審査会で決定します。従って、補助金に採択されても貸付金は不採択となる場合があります。</li> <li>貸付金額は、申請した金額から減額される場合があります。</li> </ul>

※補助金と同時申請は行わず、単独で「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」のみに申請する場合、貸付限度額は 1,000 万円。ただし、ひょうご・神戸チャレンジマーケットに同時申し込みが必要です。

### 2 併用のイメージ（300 万円の経費が生じる場合）



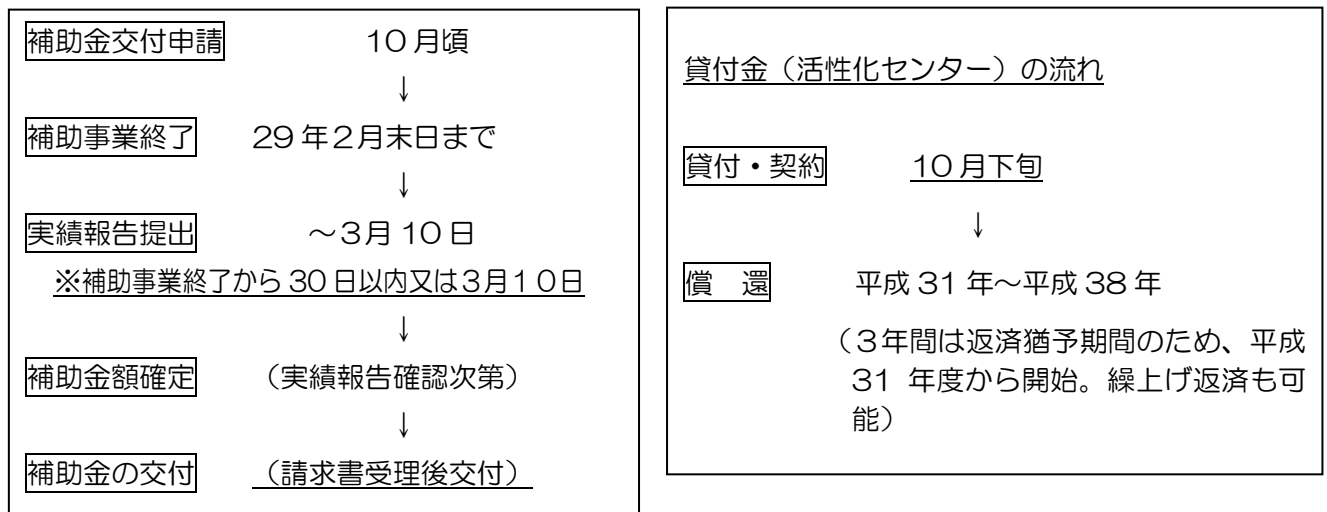
## 2 併用の際の申請の流れ



決定後は流れがそれぞれ違います。

兵庫県・補助金

センター・貸付金



## 3 契約・資金交付について

### (1) 金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約は公正証書で締結することとし、公正証書作成に要する費用は申請者のご負担となります。

### (2) 資金交付

必要資金の見積書等を確認したうえで事前に貸付金を交付しますが、後日支払済の確認（振込金受取書・領収書等）を提出して頂きます。貸付金の目的外使用（旧債務の返済等）、借主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件の違反等の事情が発生した場合には既に交付した貸付金の一部または全部の返還を求めることがあります。



#### 4 後日必要となる書類について（提出時期は当センターよりご連絡します。）

- ① 個人情報の取り扱いに関する同意書〈申請者用〉（第1号様式-2）
- ② 個人情報の取り扱いに関する同意書〈連帯保証人用〉（第1号様式-3）
- ③ 連帯保証人の所得の分かるもの（源泉徴収票等の写し）
- ④ 連帯保証人の固定資産評価額の分かるもの（固定資産納税通知書等の写し）「不動産を所有している場合」
- ⑤ 連帯保証人本人であることが確認できる書類（運転免許証等）
- ⑥ 自己資金の確認資料（預金通帳等の写し）
- ⑦ 許可、認可、免許、登録又は届出等が必要な企業は許可書等の写し
- ⑧ 補助金交付申請・決定書の写し「国・地方公共団体の補助制度を併用する場合」（シニア起業家支援事業を除く）

※ 必要に応じ、追加書類の提出を求められることがあります。

#### 5 留意事項

- (1) お預かりした貸付申請書及び添付書類は適正に管理いたしますが、返却はいたしません。
- (2) 貸付を決定した事業者名や事業計画概要は、公開する場合があります。
- (3) 事業実施状況や資金使途を明確にするため、経理その他の事務は的確に遂行し、日々の取引を正確に帳簿に記録してください。事業実施や資金使途が確認できない場合、貸付額が減額されることがあります。後日、資金使途の確認書類（振込金受取書・領収書、口座の出入明細等）を徴求致します。
- (4) 貸付金の目的外使用、不適切な貸付申請、借り主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件への違反等の事情が発生した場合には、貸付決定の取り消しや、既に交付した貸付金の一部または全部の返還を求められることがあります。
- (5) 貸付期間内は、経営状況や申請事業の成果を把握するため、決算書の提出や事業状況の報告が必要ですのでご了承ください。